

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

社会福祉法人 松 涛 会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松涛会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条の第1項の第1号、第2号の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指し、費用とは、発生する交通費及び職務遂行に当たって負担した費用の経費をいう。

第2章 報 酬

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。但し理事において、当施設または本部事務局の職を兼務する者は、この項は、適用しない。

2. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の理事長の報酬月額、別表1「理事長の報酬月額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

2. 当法人の監事の報酬額は、別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」及び別表3「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

3. 当法人の評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員及び評議員に支払うものとする。

2. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

3. 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(交通費)

第6条 理事会・評議会への出席及び第2条第3項の法人業務執行した時の交通費は、別紙4

にて支払う。但し理事において、当施設または本部事務局の職を兼務する者は、この項は適用しない。

(費 用)

第7条 当法人は、役員及び評議員が第2条第3項の、法人業務の執行した時に負担した費用については、このことについて請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公 表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日より実施し、平成30年12月15日に改正する。

別表1「理事長の報酬月額」

- ・理事長の報酬月額は、役員会で定める。

別表2「役員及び評議員の会議出席に係る報酬」

- ・一事業年度につき 理事及び監事に対する報酬総額 一人年間 50,000円以内
但し職員を兼ねる理事の報酬は含まない。
- ・理事会又は評議員会への出席 一人一律 10,000円
- ・上記の他、法人及び施設業務のための出勤 一人一律 10,000円
(但し、宿泊の有無等その業務内容によっては、実費若しくは上限30,000円とし理事長が改めて報酬額を決める。)

別表3「監事の監査に係る報酬」

- ・一事業年度につき監事の監査に係る額 20,000円以内

別表4「理事会・評議員会への出席の交通費」

- ・いわき市内 5,000円
- ・いわき市外 10,000円